開示対象個人情報に関するお手続きフロー

開示に関する相談および要求/請求内容の特定	開示および利用目的の通知に関する請求する内容（保有個人情報の種類）を決めてください。
▼	
個人情報開示申請書の提出	「個人情報開示申請書」に必要事項をご記入のうえ、開示費用（利用目的の通知および開示の場合）、ご本人が確認できる書類とともに、“個人情報開示窓口”にご提出ください。ご提出方法は郵送のみとさせていただきます。（本人の委任に基づき代理人が申請をする場合は、上記に加え委任状および代理人の本人確認書類が必要となります。）
開示費用	開示費用として、利用目的の通知および開示の場合は、保有個人情報が記録された文書1件につき、原則300円（税抜き）が必要となります。なお、開示書類の郵送依頼があった場合は、返信用の簡易書留料金実費をご負担いただく場合がございます。
▼	
個人情報開示申請書の内容確認および補正	開示対象個人情報ではない場合、また個人情報保護法第25条第1項に基づいて開示および利用目的の通知の請求にお答えできない場合があります。また「個人情報開示申請書」の記載内容に不備等があった場合には、再提出が必要となります。
開示等の決定不服の申立て	開示等の請求にお答えできない場合には理由を通知いたします。開示等の決定に不服がある場合は、“個人情報開示窓口”へご連絡ください。
▼	
開示等の実施	開示の場合は、書面によって開示させていただきます。（その他の方法をご希望の場合は個別に対応いたしますが、開示内容によってはご希望にそえない場合がございます。）
▼	
訂正等および利用停止等の請求	以下の場合には、「個人情報開示申請書」に必要事項をご記入のうえ、“個人情報開示窓口”にご提出ください。ご提出方法は郵送のみとさせていただきます。 ●開示した保有個人情報の内容が事実でないとき ●開示した保有個人情報の内容が適法に取得されたものでないとき ●利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき ●利用目的以外の目的に利用または提供されているとき
訂正等および利用停止等の請求内容に対する検討	以下の場合には、個人情報保護法第25条第1項に基づいて、利用停止等（利用の停止、消去または第三者への提供の停止）の請求にお答えできない場合がございます。 ●本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 ●当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 ●法令に違反することとなる場合
▼	
訂正等および利用停止等の決定および不服の申立て	訂正等および利用停止等の処置を決定した場合は、その旨およびその内容を速やかに通知いたします。また上記項目に該当し、利用停止等が行われない場合がございますが、その決定に不服がある場合は、“個人情報開示窓口”へご連絡ください。